

神奈川県緊急消防援助隊航空部隊等受援計画 目次

第1章 総則	
1 目的	1
2 計画の運用	1
3 用語の定義	1
4 航空部隊等の活動分類	3
第2章 事前計画	
1 要請から出場までの体系	3
2 活動拠点へリベースの決定	3
3 活動拠点へリベースにおける班構成及び各班の任務	3
4 活動拠点へリベースの配置	3
5 食料の備蓄計画等	4
第3章 災害発生時の活動拠点へリベースの体制等	
1 活動拠点へリベース（横浜へリポート）への受入体制	4
2 航空部隊等の要請時の協議	4
3 航空指揮本部の設置	4
4 航空指揮支援隊の出動要請	5
5 航空指揮支援本部の設置	5
6 燃料補給体制の確保	5
7 航空部隊等との情報連絡	6
8 航空隊員の調整本部への派遣	6
9 統括指揮支援隊等の受入体制	6
10 フォワードベースの開設基準及び受入体制	7
11 フォワードベースの安全管理体制等	7
12 ランディングポイントの設定	7
13 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定	7
第4章 航空部隊等の運用等	
1 航空部隊等の受付	9
2 航空部隊等の駐機場所	9
3 航空部隊への活動要請及び任務付与	9
4 航空情報（ノートム）発出要請	10

令和4年4月1日
神奈川県

5	航空部隊の活動報告	10
6	航空部隊等の引揚げ	10

第5章 通信運用

1	航空機の無線運用体制	10
2	ヘリコプター動態管理システムの運用	11
3	ヘリコプターテレビ電送システムの運用	11
4	衛星電話等の運用	13

第6章 その他

	航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施	13
--	---------------------	----

第1章 総則

1 目的

この計画は、神奈川県（以下「県」という。）内の市町村において、地震、水災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合、又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づき神奈川県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 計画の運用

この計画の運用は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合、又は大規模特殊災害時における広域航空消防応援を受ける場合とする。

なお、本計画の変更等については、その都度、県、横浜市消防局及び川崎市消防局が協議して改正する。

3 用語の定義

この計画における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース (HB)

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）、駐機、給油、整備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。原則として、被災地（被災地の周辺地域を含む。）に設置するものとする。

(2) フォワードベース (FB)

航空部隊の集結時の駐機場所又は、被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント (LP)

上記(1)(2)に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ、傷病者の引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

- (4) 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）
災害発生市町村の消防の応援等のため県及び県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第44条の2に基づき神奈川県知事が設置するものという。
- (5) 航空運用調整班（以下「運用調整班」という。）
大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う県災害対策本部に知事が設置する班をいう。
- (6) ヘリベース指揮者
活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として横浜市消防局航空科長がその任に当たる。
- (7) ヘリベース担当職員
ヘリベース指揮者の下で調整本部との連絡調整を行う者をいい、原則として調整本部から神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課企画グループリーダー及び消防保安課員を活動拠点ヘリベースにただちに派遣し、その任に当たる。
- (8) 航空指揮支援隊長
ヘリベース指揮者を補佐するとともにヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空部隊の活動を管理する職員をいう。
- (9) 航空指揮支援隊
航空指揮支援隊長の指示に基づき、航空部隊の指揮及び情報の収集伝達・通信等を行う部隊をいう。
- (10) 航空部隊
被災地都道府県で活動する航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。
- ア 航空小隊
被災地における航空機を用いた情報収集及び消防活動を行う航空隊をいう。
- イ 航空後方支援小隊
活動拠点ヘリベース等における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う部隊をいう。
- (11) 航空搬送拠点
広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離着陸可能な拠点でSCU（臨時医療施設）が設置可能な場所をいう。

4 航空部隊等の活動分類

航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動
- (2) 情報収集活動
- (3) 救助・救急・輸送活動
- (4) 消火活動
- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

- 1 要請から出場までの体系
応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。
- 2 活動拠点ヘリベースの決定
(1) 県内における活動拠点ヘリベースは、横浜ヘリポートとする。また、横浜ヘリポートの基本情報は資料2「横浜ヘリポートヘリベース等基本情報」、資料2-1「横浜ヘリポート場周経路」、資料2-2「横浜ヘリポート周辺図」及び資料2-3「横浜ヘリポート施設図」のとおりとする。
(2) 横浜ヘリポートが被災し使用できない場合は、横浜市消防局消防訓練センターとする。（以下「代替ヘリベース」という。）
なお、代替ヘリベースが使用できない場合は、調整本部が被災市町村等及びヘリベース指揮者と協議の上、資料3「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から決定するものとする。
(3) 県は、横浜ヘリポート以外に活動拠点ヘリベースとして航空部隊等の受け入れに十分な機能を有する場所及び施設を確保するため、継続的に調査する。
- 3 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務
活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料4「活動拠点ヘリベースにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。
- 4 活動拠点ヘリベースの配置

- ヘリベース指揮者は、活動拠点へリベースの配置等の各種情報、駐機場に
関する事項を航空部隊等に周知する。
- (1) 横浜ヘリポートの配置は、資料5「横浜ヘリポート駐機配置図」のとおりとする。
 - (2) 第2順位の横浜市消防局消防訓練センターの配置は、資料6-1「横浜市消防局消防訓練センター詳細図」及び資料6-2「消防訓練センター（代替ヘリベース）配置図」のとおりとする。

5 食料の備蓄計画等

- (1) 県は、航空部隊等に対する食料等を確保するため、活動拠点ヘリベース及びフォワードベースにおける駐機可能機体数に応じた隊員数を参考に最低限必要（3日分程度）な食料及び飲料水等を整備するものとする。なお、食料の搬送等については、調整本部で調整するものとする。
- (2) 県は、航空部隊等の駐機可能機数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、受援する場合は宿泊場所の情報を提供するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

1 活動拠点ヘリベース（横浜ヘリポート）への受入体制

調整本部長（知事）は、活動拠点ヘリベースを確保するため、横浜市消防局長に対し、別記様式第7「活動拠点ヘリベース設定及び運用依頼」により横浜ヘリポートにおける航空部隊等の受入れ及び活動拠点ヘリベースとしての運用について依頼する。これを受けて、ヘリベース指揮者は、横浜ヘリポートの航空部隊等の受入れ及び運用体制を整えるものとする。

2 航空部隊等の要請時の協議

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、調整本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

3 航空指揮本部の設置

ヘリベース指揮者は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地の緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベー

スの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するところのほか、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を調整本部に要請するものとする。

5 航空指揮支援本部の設置

航空指揮支援隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

6 燃料補給体制の確保

- (1) 燃料補給基地は、原則として横浜ヘリポートとし、調整本部は、県と神奈川県石油業協同組合との間で締結された「災害時等における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、同組合に対し航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。
- (2) 代替ヘリベースでの燃料補給は、調整本部が当該補給地の責任者及び県災害対策本部と協議を行うものとする。
- (3) フォワードベースに駐機する航空小隊の燃料補給は、原則、活動拠点ヘリベース（代替ヘリベースを含む。）で行うものとする。
- (4) 調整本部は、県内での燃料補給体制が確保できない場合は、早期に消防庁航空グループ及び近隣都県と燃料の供給について調整を行うものとする。

7 航空部隊等との情報連絡

応援要請後における消防庁、航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

- (1) 各消防防災航空隊の連絡先は、資料7「消防防災航空隊名簿」のとおりとする。
- (2) 航空部隊等への情報提供
ヘリベース指揮者は、調整本部と調整の上、活動拠点ヘリベース状況等の情報を別記様式1「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。
- (3) 航空部隊等からの情報収集
ヘリベース指揮者は、航空部隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。収集した情報は、その都度、調整本部に提供するものとする。
- (4) 情報連絡方法

連絡方法については、原則として、別記様式2の連絡先の防炎行政無線通信網、有線（携帯）電話、有線ファックス及び電子メールによって行うが、有線途絶等の場合は、衛星通信を活用するものとする。

8 航空隊員の調整本部への派遣

横浜市消防局は、応援要請を行い、調整本部が設置された後、調整本部に航空隊員（航空科担当係長）を派遣するものとする。また、川崎市消防局については、横浜市消防局と調整しながら、調整本部に航空隊員を派遣する。
なお、派遣された航空隊員は調整本部要員として活動し、次の任務を行うものとする。

- (1) 統括指揮支援隊等及び運用調整班との連絡調整
- (2) 消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整
- (3) 調整本部の代表として運用調整班における警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等とのヘリコプターの活用に関わる運用調整

9 統括指揮支援隊等の受入体制

- (1) 神奈川県内の統括指揮支援隊は、国の基本計画に基づき、第1位：横浜市消防局、第2位：東京消防庁とする。
- (2) 横浜市消防局以外の統括指揮支援隊及び消防庁職員等（以下「統括指揮支援隊等」という。）の受入れについては、県受援計画によるほか、調整本部とヘリベース指揮者と調整の上、次のとおり行うものとする。

なお、被災状況により、受入れ困難な場合は、調整本部を通して消防庁航空グループに連絡するものとする。

ア 離着陸場所は、原則として、みなどみらいヘリポート（資料8：場外離着陸場略図）とし、離着陸の際の安全管理等は地上支援活動隊及び県職員が行うものとする。

なお、統括指揮支援隊等は、県職員が調整本部へ案内するものとする。

イ アの離着陸場所が使用できない場合の離着陸場所は、横浜ヘリポート（資料2：横浜ヘリポートヘリベース等基本情報・資料5：横浜ヘリポート駐機配置図）とする。統括指揮支援隊等は、県の車両により調整本部へ移動するものとする。

ウ ア、イの離着陸場所が使用できない場合の離着陸場所は、横浜市役所屋上（資料9-1：横浜市役所屋上離着陸場使用要領・資料9-2：飛行場外離着陸場詳細図）とし、離着陸の際の安全管理等は地上支援活動隊が行うものとする。

なお、統括指揮支援隊等は、県職員が調整本部へ案内するものとする。

(3) 指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、次のとおり行うものとする。

ア 離着陸場所は、原則として横浜ヘリポートとし、その後、空路又は陸路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動するものとする。

イ 横浜ヘリポートから空路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、調整本部がヘリベース指揮者及び現地消防（局）本部と調整の上、速やかに決定するものとする。

ウ 調整本部は、横浜ヘリポートから陸路で被災地（被災地消防本部庁舎）へ移動する場合の車両について、県内各消防本部と調整するものとする。

エ 航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

10 フォワードベースの開設基準及び受入体制

調整本部は次の各号の要領で、資料3「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

(1) 開設基準

ア 航空小隊の機体数、活動拠点ヘリベースの駐機可能機体数である5機を超えるとき。

イ 活動拠点ヘリベースから被災地が遠隔地である等、航空小隊の活動上

必要と認めるとき。

(2) 受入体制

ア 調整本部は、フォワードベースを開設するに当たり、ヘリベース指揮者と協議するものとする。

イ 調整本部は、フォワードベースを管轄する消防本部及び管理者等と使用可否等について協議するものとする。

(3) 開設及び任務

フォワードベースの開設及び任務は、別に定める要領により、管轄する消防本部職員等が行うものとする。

(4) 配置

各フォワードベースの配置は、資料 10-1 から資料 10-6 「フォワードベース位置図」のとおりとする。

11 フォワードベースの安全管理体制等

(1) フォワードベースを管轄する消防本部は、当該消防本部職員等によりフォワードベースの安全管理体制を確保するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

(3) フォワードベースの開設、安全管理、航空小隊の受入れについては別に定める要領によるものとする。

12 ランディングポイントの設定

(1) 調整本部は、任務、被災状況により、航空小隊の活動上、要救助者等の引継及び仮救護所の設置等、必要と認める場合は、資料 11 「神奈川県内ヘリコプター臨時離着陸場一覧表」中からランディングポイントを設定するものとする。

(2) 調整本部は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地をランディングポイントに設定することができるものとする。

(3) 調整本部はランディングポイントの設定に当たり、運用調整班及びランディングポイントを管轄する消防本部と協議するものとする。

13 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

(1) 調整本部は、運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT 等と協議の上、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合は、資料 12

「災害医療拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場」中から設定するものとする。

(2) 航空搬送拠点に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、調整本部及び運用調整班、被災地消防本部、フォワードベース管理者、DMAT 等と協議のうえ、資料 3 「活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第 4 章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

ヘリベース指揮者は、航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式 3 「緊急消防援助隊航空部隊受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊等の駐機場所

(1) 活動拠点ヘリベースでの駐機可能数を超える航空部隊等は、フォワードベースに駐機するものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊等の駐機場所について調整本部と調整し、各航空部隊等への事前連絡に努めるとともに、受付時に駐機場所の指定及び災害情報等について提供するものとする。

(2) 隣接県等の航空部隊等は、一日の活動終了後は原則、自隊基地へ帰投するものとする。

ただし、天候、日没等により帰投することができない場合は、ヘリベース指揮者が指定する駐機場所に駐機するものとする。

3 航空部隊への活動要請及び任務付与

(1) 調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式 6 「活動振分書」により、航空部隊の活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動可否を確認し、その旨を調整本部及び運用調整班に回答するものとする。

(2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式 4 「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に任務を付与し、調整本部及び運用調整班に報告するものとする。

(3) ヘリベース指揮者は、別記様式 5 「事案管理一覧表」により、任務付与状況を適切に管理するものとする。

(4) ヘリベース指揮者は、航空部隊に任務を付与するときには、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載したもの）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報を記載したもの）、ランディングポイントの地図

(概要図を含む。) その他、参考となる資料を該航空小隊に提供するものとする。

4 航空情報(ノータム)発出要請等

- (1) ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があるときは、運用調整班と調整し、国土交通省東京航空局安全部運航安全課に航空情報(ノータム)の発出を要請するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、被災地周辺における飛行の安全を確保するために、必要があると認めるときは、国土交通省航空局次世代航空モビリティ企画室に緊急用務空域の指定を依頼するものとする。
- (3) ヘリベース指揮者は、緊急用務空域及びサイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知するものとする。

5 航空部隊の活動報告

- (1) ヘリベース指揮者は、航空部隊の事案に対する任務が完了したときは、当該部隊に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。)第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空部隊の活動状況を日ごとに活動日報にまとめ、ヘリベース担当職員に活動日報を指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに報告するよう依頼するものとする。

6 航空部隊等の引揚げ

県災害対策本部長は、ヘリベース指揮者の意見を踏まえた調整本部と運用調整班の協議を受けて、航空部隊の引揚げの決定を、ヘリベース指揮者を通して航空部隊の各小隊長に対して直ちに連絡するものとする。
また、調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、資料13「周波数リス

ト」とおりとし、運用に当たっては調整本部及び運用調整班とヘリベース指揮者が調整するものとする。

また、調整本部は、被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊が活動する場合には、各都道府県の調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。

この場合において、各都道府県の調整本部は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム(以下「ヘリテレ」という。)の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県内の受信局

ア 横浜市消防局受信局

(ア) 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波(15GHz帯)は、横浜市消防局司令センター屋上に設置されている受信アンテナにより受信する。

なお、15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、横浜市消防局の位置を「北緯35度27分37秒」「東経139度35分45秒」に設定する。

(イ) サービスエリア

横浜市消防局受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、ヘリベース指揮者又は横浜市消防局統制局が撮影地に於いて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

なお、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

a 指向性電波の場合

横浜市消防局を中心に見通してアナログ5Wの場合、半径約100km、デジタルの場合、半径60km

b 無指向性電波の場合

横浜市消防局を中心に見通してアナログ5Wの場合、半径約40

に地域衛星通信ネットワークを經由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、航空衛星電話を活用するものとする。その運用については、調整本部、ヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話

調整本部：(080-8014-1925)

活動拠点ヘリベース〔基地衛星電話番号〕：014-700-12-408

〔衛星携帯電話〕：(001-010-8821-6695-00712)

(2) 航空小隊搭載衛星電話

あらかじめ消防庁から配布されている航空隊データベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

県、横浜市消防局及び川崎市消防局は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース、フォワードベース等の運営訓練を定期的の実施するものとする。

附 則

この計画は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

km、デジタルの場合、半径約10km

c 可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約3km以内

イ 川崎市消防局受信局

(ア) 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波(15GHz帯)は、川崎市消防局に設置されている受信アンテナにより受信する。

なお、15GHz帯の指向性電波を使用する場合には、川崎市消防局の位置を「北緯35度31分31秒」「東経139度41分56秒」に設定する。

(イ) サービスエリア

川崎市消防局受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、ヘリベース指揮者又は川崎市消防局統制局が撮影地に於いて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

なお、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

a 指向性電波の場合

川崎市消防局を中心に見通しでアナログ5Wの場合、半径約100km、デジタルの場合、半径60km

b 無指向性電波の場合

川崎市消防局を中心に見通しでアナログ5Wの場合、半径約40km、デジタルの場合、半径約10km

c 可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約3km以内

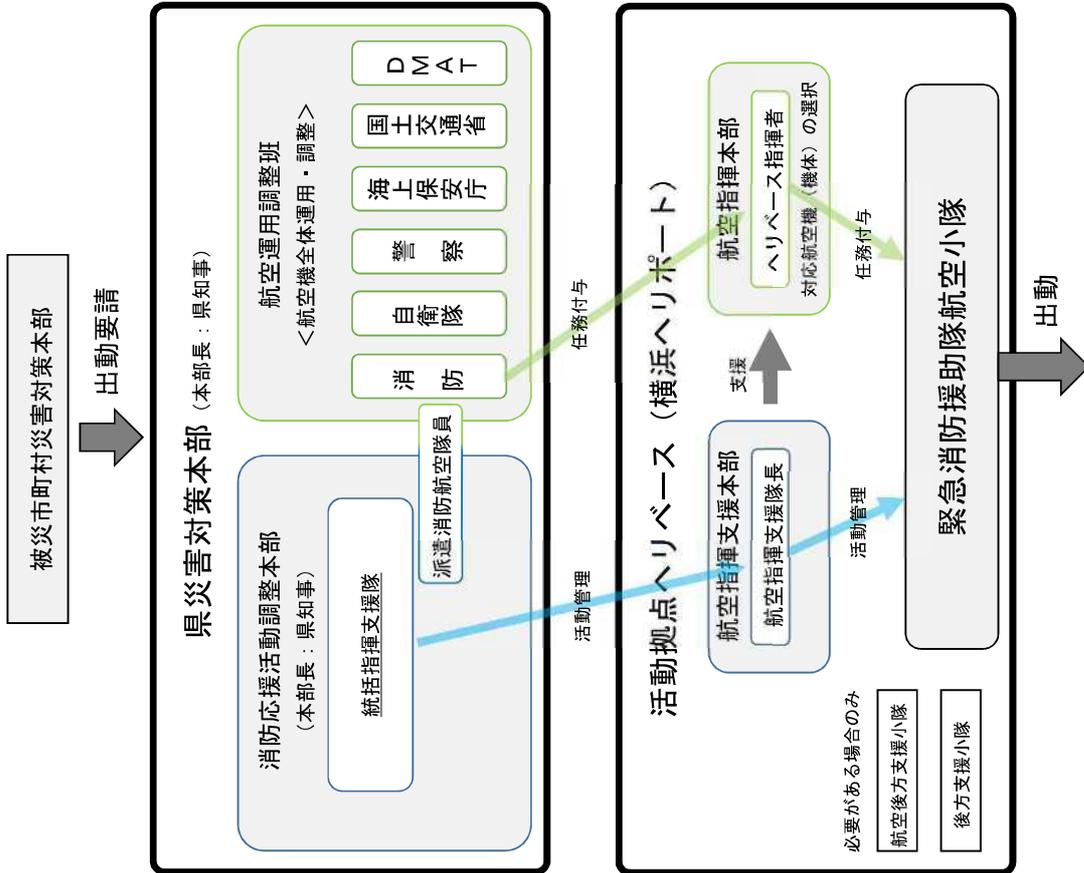
(2) 運用・統制

ア 横浜市消防局及び川崎市消防局は、ヘリテレ受信操作及び監視、映像配信の管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

イ 災害対策本部から映像配信の要請があった場合は、調整本部と横浜市消防局及び川崎市消防局において調整の上、これを行うものとする。

ウ 地域衛星通信ネットワークによる配信緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地(被災地消防本部)に対して、積極的

要請から出動までの系統図



横浜ヘリポートヘリベース等基本情報

項目	情報欄
航空隊	横浜消防局 航空消防隊
所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦三丁目2番地
航空隊TEL	045-784-0119
航空隊FAX	045-784-0116
航空隊e-mail	sy-kouku@city.yokohama.lg.jp
運航基地	横浜ヘリポート
運用時間	24H
ヘリベース周辺ローカルルール	有 (横浜消防局航空消防隊に要確認)
緯度・経度	北緯35度20分32秒 東経139度39分23秒
情報官TEL	—
情報官FAX	—
緊要隊駐機スポット数	5機(スポット3機 スポット外2機)
スポット地盤状況	5機アスファルト
燃料関係	給油形態 給油設備(2系統各20kℓ:合計40kℓ)
航空隊支援駐機場所	横浜ヘリポート敷地内 有(大型車可)
宿泊施設	タクシー10分(ビジネスホテル 2件)
コンビニ	徒歩5分
ヘリベース付近の飲食施設	市大医学部内飲食店(徒歩7分)
ヘリベース付近のレンタカー会社	無
ヘリコプターテレビ電話システム	有
使用チャネル	Aチャネル
基地局	横浜消防局司令センター 北緯35度27分37秒 東経139度35分45秒
連絡無線	有(Aチャネル)
地上電源車(GPU)	有・無 借用可否 保有タイプ
トローリング車	有 可 ホバート Jet-EX6
機体洗浄可否	有 可 2TG-20
荷物運搬カート	有 可 水ホース 20m
荷物保管場所	有 可 手押し車
高所作業台	有 可 手摺付ステップ
トローリングバー及びグラウンドハンドリングホイール	有 可 AS985及びAW139用トローリングバー
MOBIL Jet OIL II	無 否
都道府県庁舎直近ヘリポート情報	みなとみらいヘリポート(地上) 北緯35度27分47秒 東経139度35分15秒
ヘリベースから都道府県庁舎までの距離(時間)	21km (車で30分)

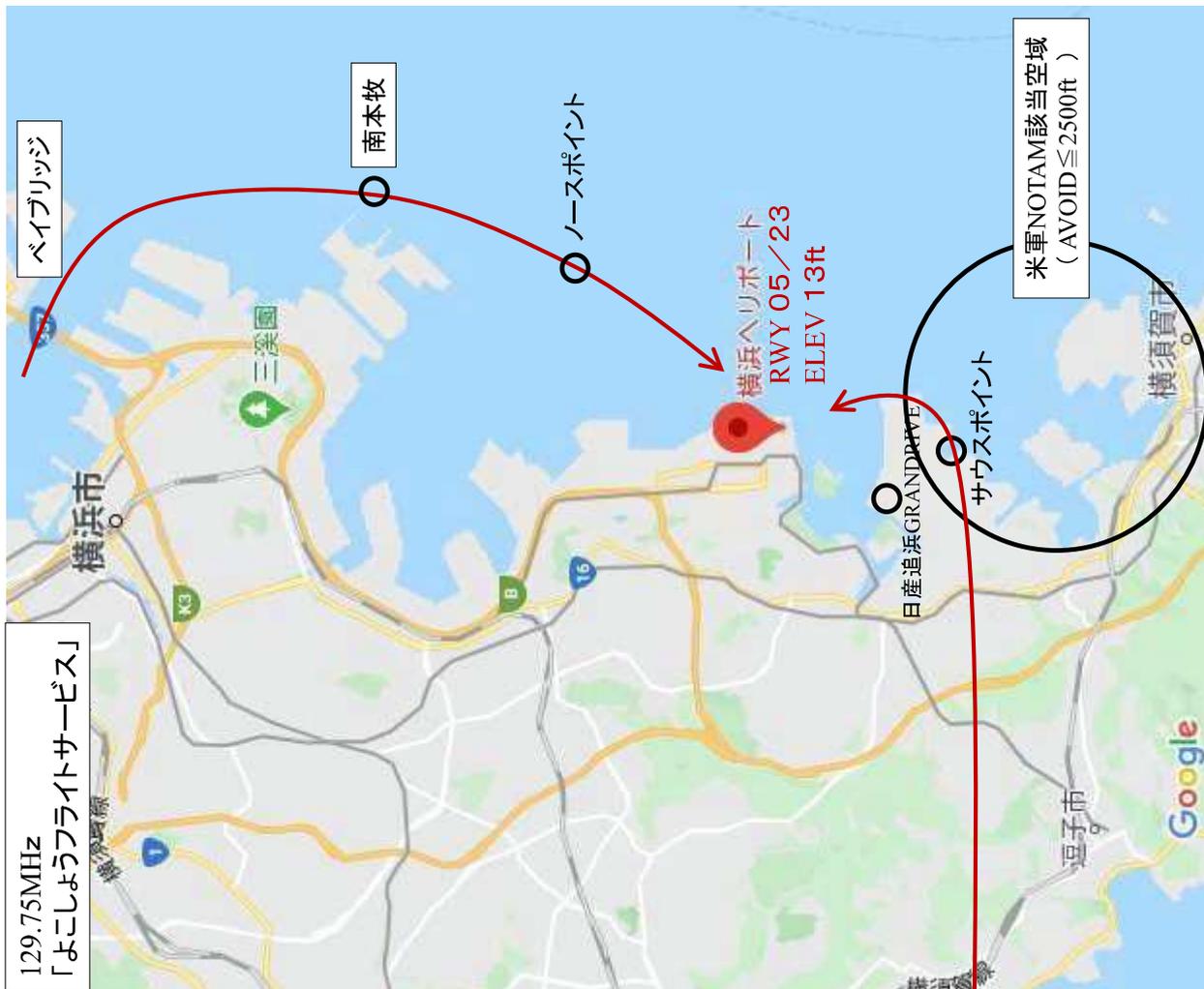
横浜へりポート場周経路



通報要領

122.6Mhz ローカル無線(横浜ローカル) 位置・高度情報等を一方送信願います。
 129.75Mhz『よこしょうフライトサービス』 航空情報等をヘリベースから提供します。
 通信設定をお願いします。

横浜へりポート周辺図



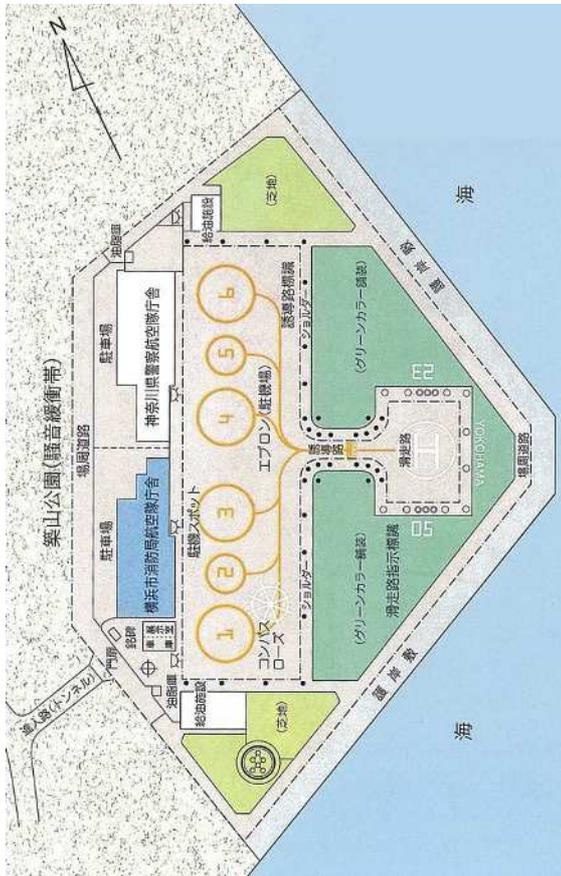
活動拠点ヘリベース及びフォワードベース一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(WGS)		最大駐機数	燃料備蓄方法 燃料備蓄量	責任者・管理者等		管轄消防本部等	
						※世界測地系				電話番号		電話番号	
1	第1順位 HB	横浜	横浜市	横浜ヘリポート	横浜市金沢区福浦 3-2	35° 20' 32.00" N 139° 39' 23.00" E	5	給油設備 40kl (20kl×2)	横浜ヘリポート空港長 045-784-0119(航空科)	横浜市消防局 045-332-4042			
2	第2順位 HB	横浜	横浜市	横浜市消防 訓練センター	横浜市深谷町 777	35° 23' 19.00" N 139° 30' 17.00" E	5	なし	消防訓練センター所長	横浜市消防局 045-332-4042			
3	FB	相模原	相模原市	相模原麻溝公園 第3駐車場	相模原市南区 麻溝台2317番1	35° 31' 30.00" N 139° 23' 30.00" E	2	なし	相模原市	相模原市消防局 042-751-9111			
4	FB	三浦半島	横須賀市	日産自動車追浜 試験場 グランドライブ	横須賀市夏島町1番 地	35° 19' 32.00" N 139° 38' 35.00" E	15	なし	日産自動車 全社災害対策本部 ①045-200-5509 ②045-200-5508	横須賀市消防局 046-821-6470			
5	FB	湘南	平塚市	馬入ふれあい 公園	平塚市中堂246-1	35° 20' 11.00" N 139° 21' 59.00" E	9	なし	平塚市	平塚市消防本部 0463-21-9729			
6	FB	県西	大井町	ビオトピアフィール ド	足柄上郡大井町山田 300	35° 19' 32.00" N 139° 09' 55.00" E	6	なし	株式会社ブルックス ホールディングス 0465-85-1113	小田原市消防本部 0465-49-4410			
7	FB	県央	伊勢原市	成城学園伊勢原 総合グラウンド	伊勢原市西富岡448 番地の1	35° 25' 28.00" N 139° 18' 18.00" E	3	なし	(学)成城学園事務局長 03-3482-1462 (現地)成城学園伊勢原総合 グラウンド事業所 所長 0463-93-0771	伊勢原市消防本部 0463-95-9124			
8	FB	湘南	大磯町	大磯ロングビーチ 第一駐車場	大磯町国府本郷546	35° 18' 03.00" N 139° 17' 04.00" E	4	なし	大磯プリンスホテル管理 0463-61-7724	大磯町消防本部 0463-61-0911			

※順番は建制順。災害の被害や場所を勘案の上、フォワードベースを選定する。

資料 2-3

横浜ヘリポート施設図



	隊 名	〒	連 絡 先	TEL	FAX
【都道府県航空隊】					
1	北海道防災航空隊	007-0880	札幌市東区丘珠町755-11	011-782-3233	011-782-3234
2	青森県防災航空隊	030-0155	青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森空港内	017-729-0355	017-729-0377
3	岩手県防災航空隊	025-0004	花巻市葛第三地割183-1	0198-26-5251	0198-26-5256
4	宮城県防災航空隊	989-2420	宮城県岩沼市空港西1-15	0223-24-0741	0223-24-0872
5	秋田県消防防災航空隊	010-1211	秋田市雄和椿川字山籠40-1 秋田空港内	018-886-8103	018-886-8105
6	山形県消防防災航空隊	999-3737	東根市大字若木字七窪5670 山形空港内	0237-47-3275	0237-47-3277
7	福島県消防防災航空隊	963-6304	福島県石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢97-8	0247-57-3000	0247-57-3500
8	茨城県防災航空隊	305-0011	つくば市大字上境992 つくばヘリポート内	029-857-8511	029-857-8501
9	栃木県消防防災航空隊	321-3325	栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 栃木ヘリポート内	028-677-1119	028-677-0775
10	群馬県防災航空隊	379-2142	前橋市下阿内町377-2 群馬ヘリポート内	027-265-0200	027-265-6900
11	埼玉県防災航空隊	350-0141	埼玉県比企郡川島町出丸下郷53-1 埼玉県防災航空センター	049-297-7810	049-297-7906
12	新潟県消防防災航空隊	950-0001	新潟市東区松浜町 新潟空港内	025-270-0263	025-270-0265
13	富山県消防防災航空隊	939-8254	富山市別名字源田割245-2 富山県防災航空センター	076-495-3060	076-495-3066
14	石川県消防防災航空隊	923-0993	小松市浮柳町小松空港内 石川県航空消防防災室	0761-24-8930	0761-24-8931
15	福井県防災航空隊	919-0412	坂井市春江町江留中50-1-2 福井空港内	0776-51-6945	0776-51-6947
16	山梨県消防防災航空隊	400-0108	甲斐市宇津谷445-1	0551-20-3601	0551-20-3603
17	長野県消防防災航空隊	390-1132	松本市大字空港東9030 長野県消防防災航空センター	0263-85-5512	0263-85-5513
18	岐阜県防災航空隊	504-0000	各務原市那加官無番地	058-385-3772	058-385-3774
19	静岡県消防防災航空隊	420-0902	静岡市葵区諏訪8-10 静岡ヘリポート内	054-261-4483	054-261-4761
20	愛知県防災航空隊	480-0202	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2 (名古屋空港内)	0568-29-3121	0568-29-3123

消 防 防 災 航 空 隊 名 簿

(令和3年4月1日現在)

	隊 名	〒	連 絡 先	TEL	FAX
【消防機関航空隊】					
1	札幌市消防局航空隊	007-0880	石狩市新港東2丁目1-2 札幌市消防局石狩ヘリポート	0133-62-4119	011-271-0632
2	仙台市消防航空隊	989-2421	宮城県岩沼市下野郷字新拓160-1	0223-23-7850	0223-23-7848
3	千葉市消防航空隊	266-0004	千葉市緑区平川町1513-1 千葉消防HP内	043-292-9186	043-292-9189
4	東京消防庁 装備部航空隊	190-0015	立川市泉町1156-1立川基地	042-521-0190	042-521-0191
5	横浜市消防局航空消防隊	236-0004	横浜市金沢区福浦3-2 横浜ヘリポート内	045-784-0119	045-784-0116
6	川崎市消防局警防部航空隊	136-0082	東京都江東区新木場4-7-53 東京ヘリポート内	03-3522-0119	03-3522-0159
7	静岡市消防航空隊	420-0902	静岡市葵区諏訪8-10静岡ヘリポート内	054-267-3019	054-267-3022
8	浜松市消防航空隊	434-0006	浜松市浜北区四大地10-2	053-428-9119	053-428-1181
9	名古屋市消防航空隊	480-0202	愛知県西春日井郡豊山町豊場殿釜2 名古屋空港内	0568-28-0119	0568-28-0721
10	京都市消防航空隊	612-8244	京都市伏見区横大路千両松町	075-621-1834	075-621-1683
11	大阪市消防航空隊	581-0043	八尾市空港2-12	072-992-4900	072-991-0119
12	神戸市航空機動隊	650-0046	神戸市中央区港島中町8-1 神戸ヘリポート内	078-303-1192	078-302-8119
13	岡山市消防航空隊	702-8024	岡山市南区浦安南町671-1 岡南飛行場内	086-261-0119	086-261-1190
14	広島市消防航空隊	733-0036	広島市西区観音新町4-10-127	082-546-3454	082-546-3455
15	北九州市消防航空隊	800-0306	北九州市小倉南区空港北町6番 北九州空港内	093-475-6701	093-475-6700
16	福岡市消防航空隊	811-0204	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302の47	092-608-3119	092-608-3122

横浜市役所屋上離着陸場使用要領



横浜市消防局

目次

1	概要	3
2	使用要件	
3	連絡調整	
4	任務分担	
5	使用手順	4
6	時間外の入庁について	
7	離着陸場における支援活動	5
8	その他	
9	タイムライン	6
別紙1	市庁舎フロア平面図	7
別紙2	進入禁止エリア	11
参考	横浜市庁舎進入表面図	12
	横浜市役所屋上離着陸場諸元	13

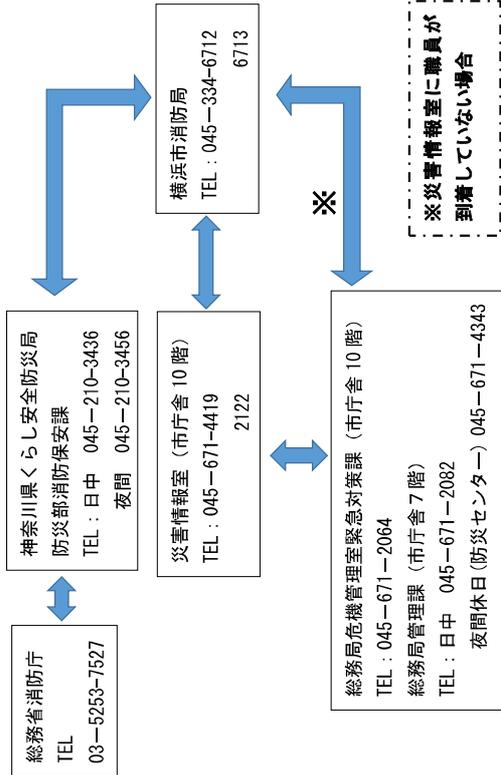
1 概要

この要領は、緊急消防援助隊の受援時に、指揮支援隊を神奈川県及び消防局に受け入れる際の、横浜市役所屋上離着陸場の使用について必要な事項を定めたものである。

2 使用要件

- (1) 首都直下地震アクションプラン適応時に、横浜市消防局が統括指揮支援隊として活動できず、他県から統括指揮支援隊が神奈川県に対し応援派遣される場合
- (2) その他の計画により、緊急消防援助隊指揮支援隊を受け入れる場合
- (3) 他の離着陸場を使用するより、当離着陸場を使用することが有効な場合

3 連絡調整



4 任務分担

任務	担当
総務局緊急対策課、管理課(防災センター)への連絡	消防局 受援班
指揮支援隊の誘導(市役所内)	消防局 災害情報室派遣職員
※屋上離着陸場までの動線は別添1参照	神奈川県
指揮支援隊の誘導(市役所から県庁)	市役所職員(※防災センター職員、管理課職員)
離着陸場の運用(開錠、航空灯火の点灯等)	※24時間365日対応可能

5 使用手順

- 手順1 緊急消防援助隊派遣決定の旨消防庁から連絡【消防庁→神奈川県】
 - 手順2 指揮支援隊受入れ離着陸場の調整【神奈川県→消防局、災害情報室】
【消防局、災害情報室→総務局】
- 消防庁から緊急消防援助隊の受け入れについて連絡を受けた、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課は、指揮支援隊の受け入れに伴う市役所屋上離着陸場の使用について、消防局警防課を通じて調整を実施する。
- 手順3 災害情報室職員派遣【消防局】
- 災害情報室に派遣された消防局職員は、警防課からの指示を受けて、総務局職員と受け入れについて調整を実施する。管理課職員が屋上入口の開場実施後、離着陸場の点検を実施して受け入れ態勢を整える。
- 手順4 離着陸場の準備【総務局管理課】
- 市役所屋上離着陸場の使用が決定したら、総務局管理課職員または防災センター職員は、離着陸場入口を開錠する。
- 手順5 指揮支援隊受入れ【消防局、総務局】
- 指揮支援隊到着後、消防局職員は、指揮支援隊員を案内し、送迎にきている神奈川県職員に引き継ぐ。
- 手順6 市役所から指揮支援隊を誘導【神奈川県】

6 時間外の入庁について(2階防災センターの入り方)

(1) 時間帯別動線

時間	動線	時間	動線
【平日・休日】 1時～4時50分	①2階夜間通用口から入館 ②北エレベーターまたはH階段で3階へ	【平日】 20時～23時30分 【休日】 7時～23時30分	①すべての出入り口から入館 ②北エレベーターで3階へ
【平日・休日】 4時50分～7時	①1階アトリウムまたは2階夜間通用口から入館 ②北エレベーターで3階へ	【平日・休日】 23時30分～翌1時	①1階アトリウムから入館 ②北エレベーターで3階へ
【平日】 7時～20時	①すべての出入り口から入館 ②北、南エレベーター又はエスカレーターで3階へ		

※ 震災時はエレベーターが停止していることが予想されます。上記動線でエレベーターが停止している場合は、夜間通用口(防災センター)経由で入館する

(2) 市庁舎フロア平面図

別紙2参照

9 タイムライン(参考)

夜間、休日等の出勤については、消防局職員、応援指揮支援隊の派遣隊員は動員してからの出勤となるため、下記タイムラインより時間を要することが予想されます。あくまで参考として考えてください。

地震発生から受援までのタイムライン(首都直下地震)						
地震	時間(目安)	消防庁	神奈川県	消防局	総務局	応援都道府県
地震発生(機体着陸)	0h~1h	首都直下APを適応する旨を神奈川県へ連絡	被害状況の確認、調整本部の設置及び指揮支援隊受入れ離着陸場の調整	被害状況の確認及び指揮支援隊受入れ離着陸場の調整	被害確認及び離着陸場の点検	消防庁へ出勤隊の報告(統合機動部隊の出勤)
	1h~3h	神奈川県へ出勤隊の連絡		災害情報室派遣職員市役所到着離着陸場確認	離着陸場受入れ準備	指揮支援隊、都道府県大隊の出勤
	3h~					指揮支援隊到着

7 離着陸場における支援活動

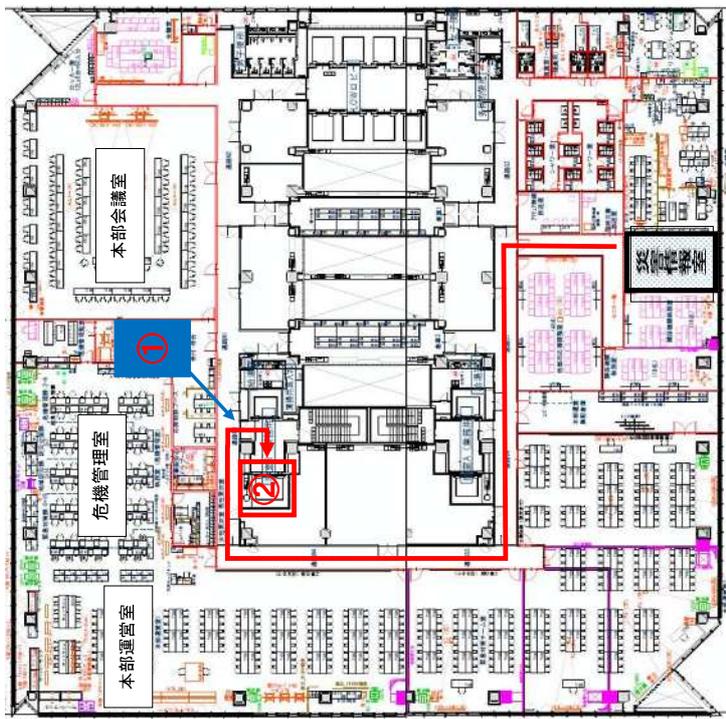
離着陸場において支援活動を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 航空機が到着する前に、屋上離着陸帯に障害物及び飛散物がなくことを確認する。
- (2) 離着陸時に支援隊は退避場所(着陸帯の下階)で待機し、離着陸帯には立ち入らない。
- (3) 離着陸帯への進入は、着陸後、航空隊員の指示があったから行うものとし、機体に接近する場合は、別紙3の進入禁止エリアには進入しないようにする。

8 その他

- (1) 指揮支援隊の情報(機体の情報、到着時間等)については、分かり次第情報を共有します。
- (2) 消防局職員は市役所到着後、離着陸場の使用について総務局職員と再度調整することとします。

10階災害情報室から業務用エレベーター（25号）で32階へ
 ※25号エレベーターでのみ32階に行くことが出来る。隣に26号エレベーターがあるので注意

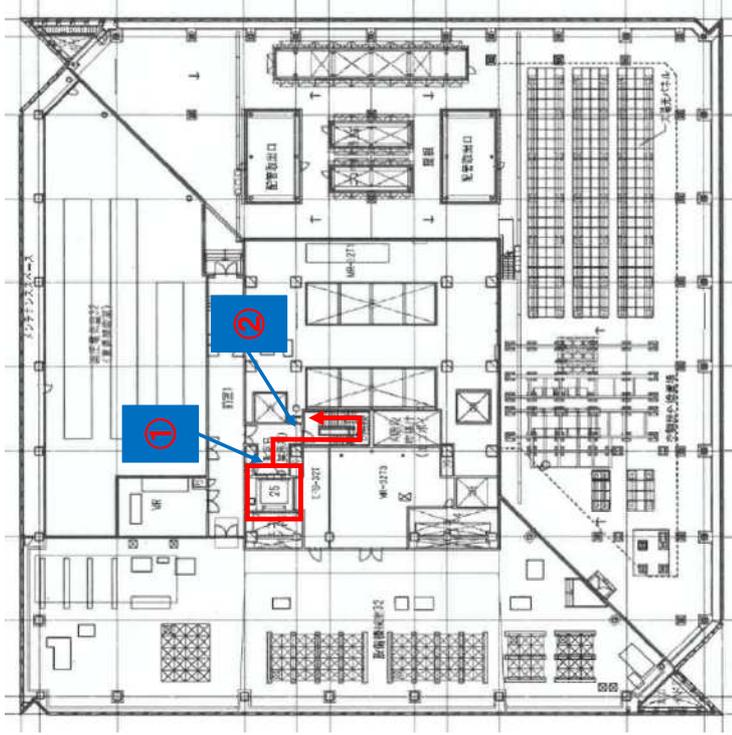


②



職員証をかざして通過

32階から階段で屋上離着陸場へ



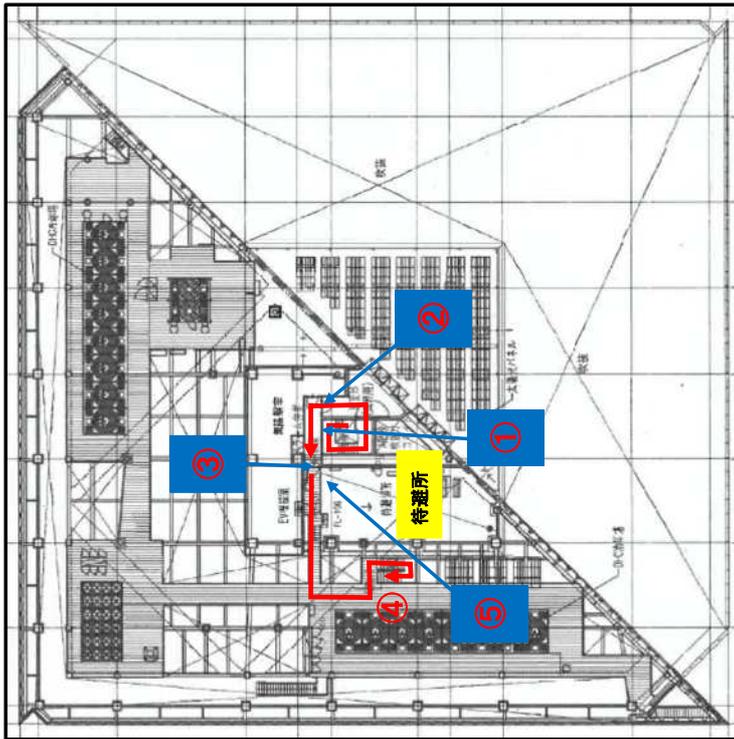
①



②



階段で上階へ



①



②



③



④



⑤



待避所

